

(案)

令和8年度 那覇市教育委員会EDR導入及び運用・保守業務委託契約書

発注者 那覇市(以下「甲」という。)と受注者 _____(以下「乙」という。)は、下記の業務(以下「本業務」という。)について、対等な立場における合意に基づいて委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 業務の名称: 令和8年度 那覇市教育委員会EDR導入及び運用・保守業務委託契約
2. 履行期間: 令和8年7月1日から令和11年7月31日まで
(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第2条第1項第2号に基づく長期継続契約)
3. 契約金額: 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円)
4. 契約保証金: 〇〇〇〇〇〇 ※提出書類により記載内容の変更がある
5. 業務の内容: 那覇市教育委員会EDR導入及び運用・保守業務委託契約仕様書のとおり
6. 特約事項: 個人情報の取扱いを定める特約

甲は、委託料の支払い等の契約に基づく行為については、すべて乙の代表者を相手方とする。
乙は第2条に定める協議等については当該代表者を通じて行わなければならない。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚

乙

契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、本業務を那覇市教育委員会EDR導入及び運用・保守業務委託契約仕様書(以下「仕様書」という。)に従い誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、本業務を契約書記載の履行期間、履行するものとし、甲は、その委託料を第14条の規定により支払うものとする。
 - 3 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合を除き、サービスを提供するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(協議等の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める、協議、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除等(以下「協議等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する協議等を口頭で行うことができる。この場合において、当該協議等の内容を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

(業務計画書等の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結の日から14日以内に、業務計画書を、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から14日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
 - 3 甲は、履行期間又は仕様書が変更された場合、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。
 - 4 前項の場合において、第1項中「この契約締結の日」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第1項及び第2項の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 乙は、本業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第5条 乙は、本契約について、第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。当該第三者が更に第三者に委託する場合、それ以降の場合(以下第三者を総称して「再委託先」という。)も同様とする。
- 2 乙は、前項ただし書の規定により甲の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を甲に書面により通知するものとする。なお、甲から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。
 - 3 乙は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
 - 4 乙は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負う。

(機密の保持)

第6条 乙及び乙の従業員は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に委託してはならない。

- 2 乙は、甲から提供された機密情報(有形無形を問わず、この契約の履行を行う上で得られた情報等(本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、業務上、人事上その他すべての情報を含む)をいう)について、那覇市教育情報セキュリティポリシー(令和8年3月31日改定)に準じて取り扱い、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
- 3 乙は、機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
- 4 本条の規定は、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- 5 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年那覇市規則第10号)を遵守するとともに、「個人情報の取扱いを定める特約」(別添)に基づき個人情報の流出に万全を期すものとする。

(統括管理者)

第7条 甲は、本業務を統括する管理者(以下「統括管理者」という。)を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。統括管理者を変更したときも、同様とする。

2 統括管理者は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて統括管理者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行に関する協議
 - (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の統括管理者を置く場合であって、前項の権限を分担させたときはそれぞれの統括管理者の有する権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、統括管理者を経由して行うものとする。この場合においては、統括管理者に到達した日をもって甲に書面の提出があったものとみなす。

(従事者)

第8条 乙は、本業務に従事する者(以下「従事者」という。)を甲に書面にて届け出なければならない。従事者を変更したときも同様とする。

2 乙は、前項の規定による届出に際して業務上知り得た個人情報及び業務上使用したデータの適切な取り扱いその他現場従事者が遵守すべき事項を記載した誓約書を、全ての従事者に提出させなければならない。

(従事者に対する措置の請求)

第9条 甲は、従事者がその業務の実施につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から10日以内に甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、統括管理者がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から10日以内に乙に報告しなければならない。

(権利の侵害等)

第10条 乙は、サービス提供にあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のために作成した成果物及び役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担において処理、解決するものとする。

(条件変更等)

第11条 乙は、サービス提供にあたり、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、質問回答書及び現場説明時の質問回答書が一致しないとき(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があるとき。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないとき。
 - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違するとき。
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたとき。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合は、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 甲は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

(仕様書等の変更)

第12条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、仕様書等を変更することができる。

(検査及び監査)

第13条 乙は、仕様書に定めた機能及び非機能設定が完了したときは、その旨を甲に報告しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に業務の完了を確認(以下「検査」という。)しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了をもって前2項の規定を準用する。
- 4 甲は、前3項に掲げるもののほか、サービスの提供に支障がある場合は随時報告又は資料の提出を求めることができる。

(委託料の支払)

第14条 乙は、委託料について役務の履行提供月の(以下「当該月」という。)の翌月以降、(様式1)月別支払明細予定表記載の月額委託料に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を甲に請求することができる。なお、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等により消費税及び地方消費税の税率等に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを請求する。

- 2 前項の委託料の計算は、月の初日から末日までの1月分として計算するものとする。この場

合において、当該月の役務の履行が1月に満たないとき又は前条による使用開始日の延期などにより、当該月の役務の履行が1月に満たなくなったとき(甲の責めに帰すべき場合を除く。)は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

- 3 甲は、第1項の規定による請求を受けたときは、乙の履行状況を確認の上、その適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、第1項に定める委託料を乙に支払うものとする。
- 4 第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(管理責任)

第15条 甲は本製品および関連ライセンスについて適切に管理するものとし、第三者への不正使用、複製、漏洩、紛失、改ざん等の防止に努めるものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災その他不可抗力により、乙の役務の提供に支障がでた場合、乙は遅滞なく修理又は再調達等を行い復旧するものとする。

- 2 甚大な被害の状況で復旧に多額の費用が掛かる場合等の合理的な理由がある場合には、甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

(協働と役割分担)

第17条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適正な遂行のため、甲乙又は関係人による協働作業及び各自の分担作業が必要とされていることを認識し、これら作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対し誠意をもって協力するものとする。

- 2 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業に遅延又は不実施があった場合、それにより相手方に生じた損害の賠償を含めてかかる遅延または不実施について相手方に対し責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、役務の履行等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第19条 甲は、役務の履行の検査の際に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の催告による解除権)

- 第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務等に着手すべき期日がすぎても業務等に着手しないとき。又は業務等開始日後相当の期間内に役務の履行をする見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、第19条の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(甲の催告によらない解除権)

- 第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条の規定に違反し、この契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 役務の提供ができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙が役務の提供を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 役務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (6) 破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらを申し立てたとき。

- (7) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
- (8) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (10) 乙に重大な過失又は背信行為があったとき。
- (11) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (12) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を委託するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第22条 前2条の規定により契約が解除された場合には、乙は、委託料の総額の100分の10に相当する額を、違約金として甲の指定する期日までに支払うものとする。

(乙の催告による解除)

第23条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除)

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により契約内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は第24条1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることはできない。

(合意による解除)

第26条 甲又は乙は、本契約の規定によるもののほか合意によりこの解除をすることができる。この場合において相手方に対し1ヵ月前までに解除の申出をしなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による契約の解除により相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約終了時の引継ぎの実施)

第27条 乙は、本契約の終了にあたっては、本業務を甲が継続して支障なく遂行するため、汎用性の高い形式で業務に必要となるデータの移行などの処置を講じなければならない。

2 乙は、甲(甲の指定する者を含む。次項において同じ。)に対し、本契約期間中に引継ぎ期間を設け円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。この場合において、甲が引継ぎ未完了と認めた時は、この契約の委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うものとする。

3 乙は、引継ぎに際し甲から資料等の請求があった場合は、乙の不利益になると甲が認めたときを除き、これにすべて応じるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第28条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第1項第2号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 甲は前項にかかる変更又は解除について発生した違約金、損害賠償等の責任を負わない。

(紛争の解決)

第29条 本契約に関し生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

様式1(14条関係)

月別支払明細予定表

	該当年月	委託料	
			うち消費税及び 地方消費税の額
1	令和8年7月	円	円
2	令和8年8月	円	円
3	令和8年9月	円	円
4	令和8年10月	円	円
5	令和8年11月	円	円
6	令和8年12月	円	円
7	令和9年1月	円	円
8	令和9年2月	円	円
9	令和9年3月	円	円
10	令和9年4月	円	円
11	令和9年5月	円	円
12	令和9年6月	円	円
13	令和9年7月	円	円
14	令和9年8月	円	円
15	令和9年9月	円	円
16	令和9年10月	円	円
17	令和9年11月	円	円
18	令和9年12月	円	円
19	令和10年1月	円	円
20	令和10年2月	円	円
21	令和10年3月	円	円
22	令和10年4月	円	円

23	令和10年5月	円	円
24	令和10年6月	円	円
25	令和10年7月	円	円
26	令和10年8月	円	円
27	令和10年9月	円	円
28	令和10年10月	円	円
29	令和10年11月	円	円
30	令和10年12月	円	円
31	令和11年1月	円	円
32	令和11年2月	円	円
33	令和11年3月	円	円
34	令和11年4月	円	円
35	令和11年5月	円	円
36	令和11年6月	円	円
37	令和11年7月	円	円

別添(6条関係)

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) ログ コンピュータの委託状況の記録、又は委託状況を記録するファイルをいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 乙は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 乙は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外委託及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を委託してはならない。ただし、法令に基づく場合又は個人情報の保護に関する法律第69条第2項各号に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 乙が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、乙は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 乙は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 甲は、いつでも乙に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 甲は、必要と認める場合には、乙の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 甲が乙に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 乙は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

- 2 乙は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄)

第10条 乙は、本契約終了後に甲から要求がある場合又は法令の定めが必要がある場合は、直ちに甲から預託された個人情報を甲に返却しなければならない。ただし、甲から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。

- 2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第11条 乙は、甲から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
 - (2) 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、専用データ削除ソフトウェアを委託し、又は物理的に破壊する。
 - (3) 個人情報ファイル中の個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
- 2 乙は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を甲に提出しなければならない。

(従事者への周知)

第12条 乙は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(事故)

第13条 乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない。)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第20条又は第21条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前2項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。